

# 小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士  
**小川富也**  
〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882



**賃上げ率1・86%  
8年ぶりに2%割れ**

厚生労働省では、労使交渉の実情を把握するため、民間主要企業の春季賃上げ要求・妥結状況を毎年、集計しているが、このほど令和3年の集計結果が公表された。

それによると、平均妥結額は5854円で、前年(6286円)に比べ432円減少した。

現行ベース(交渉前の平均賃金)に対する賃上げ率は

1・86%で、前年(2・00%)に比べ0・14ポイント減少した。

大手企業を中心とした集計結果だが、賃上げ率が、平成25年(2013年)以来、8年ぶりに2%を割り込んだ。

賃上げ率が2%割れとなった要因としては、新型コロナウイルスの影響でベースアップが難しく、定期昇給のみで対応した企業が多かったことなどがあげられている。

## 非正規社員の「無期転換」 権利行使は3割どまり

非正規雇用で働く人が同じ企業で5年を超えて働いた場合、契約期間の定めのない雇用に切り替える「無期転換ルール」について、厚生労働省

が実態調査を行った結果、実際に希望した非正規労働者は27%余りであることがわかった。

「無期転換ルール」は、非正規雇用で働く人が1年や半年などの契約を更新し、同じ企業で5年を超えて働いた場合、本人が希望すれば企業に対して期間の定めがない無期雇用への切り替えを義務づける制度。

2018年4月から無期雇用への切り替えが始まっているが、調査では、無期転換ルールについて、「何も知らない」「聞いたことがない」と答えた人の割合が約50%に上っており、厚生労働省では「職場で説明しない企業があるなど、周知が十分でない可能性

があり対策を検討したい」としている。

## 在宅勤務も含め全面禁煙 禁煙治療費も全額補助

証券最大手の野村ホールディングスは、就業時間中は全面禁煙すると発表した。新型コロナウイルスの感染拡大で在宅勤務をしている社員も対象。

勤務場所にかかわらず就業時間中は職務に専念してもらい、社員の健康維持と生産性の向上を図る狙い。支店などにある喫煙室も今年末までにすべて撤去する。

禁煙治療に取り組んでいる社員には、費用の全額を補助し、禁煙に成功した場合には商品などに交換できるポイントを与える予定。

働く人の健康づくりを重視した企業経営は「健康経営」と呼ばれ、経済産業省も推進している。近年、就業時間中の全面禁煙など、社員の健康管理に取り組む企業が増えて

## 雇用保険



雇用保険は、労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業した人や教育訓練を受ける人に対して、給付金を支給したり、また、失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発などを目的とした保険制度。

労働者は事業主とともに保険料を負担し、料率は事業主側が高く設定されている。

厚生労働省は雇用保険の保険料率を引き上げる方針。新型コロナウイルス感染拡大で雇用調整助成金の給付が増え、財源が逼迫しているためだ。国費投入のほか、企業や労働者の負担も増える。働き方が多様化する中で財源の確保策とともに、雇用の安全網をどういう中身にしていくかも課題となっている。



# 支払遅延や買いたたき コロナ関連の下請法違反 —公取委が勧告・指導

公正取引委員会は、昨年度に下請法違反で勧告や指導した件数が過去最多を更新したと発表しました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、下請け業者への支払い遅延や買いたたきといった違反事例も増加しています。そこで今回は、新型コロナウイルス感染症と下請法の禁止事項について取り上げます。

公正取引委員会は、下請け業者への支払い遅延や買いたたきといった下請法違反の親事業者への勧告や指

## ●下請法による主な禁止事項●

- ①受領拒否の禁止
- ②下請代金の支払遅延の禁止
- ③下請代金の減額の禁止
- ④返品 of 禁止
- ⑤買いたたきの禁止
- ⑥物の購入強制・役務の利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止
- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨割引困難な手形の交付の禁止
- ⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

導が、2020年度に8111件あったと発表しました。13年連続で過去最多を更新。新型コロナウイルスの影響を受けた違反事例も増加しています。発注取り消しなどコロナに関連した相談についても昨年2月以降、約500件寄せられていると明らかにしました。

新型コロナウイルス感染症による下請事業者への影響について、経済産業省は「新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する一層の配慮について」との要請文書を知しています。

### ①納期遅れへの対応

下請事業者が物資不足及び人手不足等に起因して納期に遅れる恐れが

あることに留意し、十分な協議の上、顧客を含めた関係者の理解を得て、下請事業者に損失補填を求めることなく、納期について柔軟な対応を行うとともに、取引を継続的に実施するように努めること

### ②適正なコスト負担

原材料価格の高騰及び短納期による残業や休日出勤の発生等によるコスト増を踏まえ、下請代金の支払に当たり追加コストの負担を行うこと

### ③迅速・柔軟な支払の実施

受注減等を受けて下請事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、規定の支払条件にかかわらず支払期日・支払方法について改めて協議し、速やかな支払いや前金等の柔軟な支払に努めること

### ④発注の取消・変更への対応

下請事業者に対し、発注の取消、または数量、仕様等の変更を行う場合には、十分な協議を行い、下請事業者に損失を与えることとならないよう、仕掛品代金の支払を行うなど最大限の配慮を行うこと

### ■コロナ関連の違反事例■

コロナに絡む親事業者の指導では、衣料品製造販売会社が売り上げの減少や資金繰りの悪化を理由として、期日を大幅に過ぎて代金を支払った

などの事例がありました。

下請代金の支払は、下請法により「親事業者は物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日）から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、支払わなければならない」とされていますので、60日以内に全額支払わなければならない。

したがって、親事業者が資金繰りに窮している場合でも、親事業者は下請事業者に対し期日通りの支払いが必要になります。

また、下請法で禁止されている買いたたきとは「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」です。

例えば、新型コロナウイルス感染症に関連し、原材料費・運送費・労務費等の増加により下請事業者のコストが通常の発注時に比して大幅に増加する場合に、下請業者が単価引上げを求めたにもかかわらず十分に協議することなく、通常の発注時の単価と同一の単価に一方的に据え置くことは、買いたたき行為に該当する恐れがあります。



# 「月次支援金」の概要 売上半減で最大月20万円

経済産業省は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」「外出自粛等」の影響により、売上が大きく減少した中小企業等を支援するため「月次支援金」を給付しています。要件を満たせば、業種・地域を問わずに給付を受けることが可能です。そこで今回は「月次支援金」の概要について紹介します。

月次支援金とは、令和3年4月以降に実施された緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または不要不急の外出

| 給付要件について |  |
|----------|--|
| 要件1      | 対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置<br>飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること*         |
| 要件2      | 2021年の月間売上が、<br>2019年又は2020年の同月比で50%以上減少                         |
| 給付額      | =2019年又は2020年の基準月の売上ー<br>2021年の対象月の売上                            |
| 中小法人等    | 上限20万円/月<br>個人事業者等 上限10万円/月                                      |
| 対象月      | 対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月 |
| 基準月      | 2019年又は2020年における対象月と同じ月  |
| 申請受付期間   | 9月分：2021年10月1日～11月30日  |

※2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、同措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていることです。

自粛等による影響を受け、売上が大きく減少した中小企業や個人事業者などを対象とした給付金です。休業している飲食店と取引がある事業者だけでなく、緊急事態措置や「まん延防止等重点措置」が実施されている都道府県の顧客と直接的

な取引がある事業者も対象となります。例えば以下のような事業者があげられます。

飲食店の休業や時短営業により影響を受けた、食品加工・製造業者、食品関連の器具・備品の販売(生産者)、流通関連業者、飲食品の生産者など。

また、外出自粛等の影響を受けた飲食料品の小売店や美容院、学習塾、薬局、劇場、旅館、レンタカー等のほか、これらの業者と取引のある士業、ITサービス、映像・音楽等の制作、飲食料品の卸売り、農業・漁業等の事業者も対象となります。

ただし、地方公共団体による休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象になつていない事業者は、月次支援金の給付対象外となりますので、注意が必要です。

また、月次支援金は、店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付されます。特定の店舗・事業のみ月間売上が50%以上減少したとしても給付要件を満たしません。

【給付額】  
2019年または2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上

2021年の対象月として設定できるのは「2019年または2020

0年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月」となります。

具体的には、月間売上が令和元年または令和2年の同月(基準月)比で50%以上減少している場合、中小法人については20万円、個人事業者については10万円を上限に給付金が支給されます。

### ◇申請の大きな流れ◇

申請は「月次支援金ホームページ」からの電子申請となります。はじめに申請される方は、次のような流れになります。

- ①アカウントの申請・登録(申請ID発番)
  - ②登録確認機関に事前確認の依頼・予約
  - ③事前確認の実施(事務局が定めた帳簿等の書類の有無や宣誓内容に関する確認)が必要となります。対面・TV会議・電話等で確認します。
  - ④Webサイトからの申請
- 申請には確定申告書や本人確認書類等が必要になります。
- 申請期間は、9月分は10月1日から11月30日までとなります。
- 詳細につきましては、月次支援金ホームページをご参照ください。
- <https://ichijishienkin.go.jp/getsjshienkin/index.html>



# 「事業再構築補助金」 圧縮記帳が適用可能

新型コロナウイルスの影響で売上が減少した事業者の新たな分野展開などを支援する「事業再構築補助金」について、設備の取得価額から補助金分を差し引ける「圧縮記帳」を利用できることが明確化されました（同補助金を交付する中小企業基盤整備機構が8月11日に公表）。

## 圧縮記帳の効果

圧縮記帳とは、補助金を用いた設備投資に係る税負担を軽減するための会計処理をいいます。補助金は会社の「益金」として法人税の対象になりますが、補助金に直ちに税金がかかる補助金本来の目的が果たせなくなりません。そこで、補助金で設備投資を行った際は、圧縮記帳という会計処理を認めているのです。

例えば、補助金300万円に手元資金を加えて500万円の機械を取得した場合、取得価額は補助金分を差し引いた200万円とする処理が可能で、このように、取得価額を減額（圧縮）することで圧縮損を計上し、補助金の益金と圧縮損を相殺

してその年度の税負担を軽減することが出来ます。

留意したいのが、圧縮記帳はあくまで課税の繰り延べに過ぎないという点です。取得価額が減るといことは、年々の減価償却で損金にできる額が減ることを意味し、トータルで見れば繰り延べをしてもしなくても法人税負担は同額となります。

## 技術導入費等は対象外

圧縮記帳は国や自治体から交付される補助金に適用できる制度ですが、事業再構築補助金は中小企業基盤整備機構が交付するため、圧縮記帳の適用可否について、同機構が国税庁に確認を行いました。その結果、「本補助金のうち固定資産の取得に充てるための補助金については、圧縮記帳の適用が認められる」旨の回答を得たことを公表しました。

なお、同補助金のうち、技術導入費や専門家経費などの固定資産取得以外の使い方については、圧縮記帳の適用は認められないとして注意を呼びかけています。

## 10月の税務と労務

### —税務—

- ★特別農業所得者への予定納税基準額等の通知  
通知期限…10月15日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）  
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- ★9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…10月12日
- ★8月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）  
申告期限…11月1日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…11月1日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…11月1日
- ★2月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）  
申告期限…11月1日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…11月1日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の7、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）  
申告期限…11月1日

### —労務—

- ★健保・厚保の保険料の納付  
納期限…11月1日

ノーブレイ・ノーエラーという言葉があります。何もしないから失敗もしないという意味です。ただし、失敗の回避からは新しいものは何も生まれません。つまり、失敗があるからこそ成功もあるということです。

## ノーブレイ・ノーエラー

エラーをずっと続けていたら、未来はどうなるのでしょうか。▼コロナ禍が続く中で、行動を起こすには勇気が必要です。日本中が閉塞感に覆われ、多くの人が足踏みを続けています。しかし、失敗を恐れ、待っているだけでは何も変わりません。▼たとえ失敗しても、それを乗り越えたとこに新たな知恵が生まれてきます。結果が失敗でも、勇気をもって行動した社員には励ましと再チャンスを与え、それが経営者の役割かもしれません。